

水産政策審議会企画部会

第96回議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第96回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 令和4年2月4日(金) 13時00分

閉会 令和4年2月4日(金) 15時15分

2. 出席委員(五十音順、敬称略)

(委員) 石井 ユミ 大瀬 由生子 佐々木 貴文 佐藤 由也
田辺 恵子 中川 めぐみ 橋本 博之 三浦 秀樹
山下 東子 山本 徹 吉川 文

(特別委員) 川原 明子 窪川 かおる 後藤 理恵 佐々木 ひろこ
菅原 美徳 関 いずみ 高橋 健二 中村 清作
野田 一夫 深川 沙央里 深川 英穂 結城 未来

3. その他出席

(水産庁) 藤田資源管理部長 黒萩増殖推進部長 矢花漁港漁場整備部長
依田漁政課長 河村企画課長 石川水産経営課長
五十嵐加工流通課課長 神田漁業保険管理官
櫻井栽培養殖課長 佐々木参事官

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第96回企画部会
議事次第

日 時：令和4年2月4日（金）13:00～15:15

場 所：農林水産省第2特別会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 次期水産基本計画（案）について
- (2) 令和3年度水産白書（案）について
- (3) 「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」の骨子（案）について

3 閉 会

目 次

1	開 会	1
2	次期水産基本計画（案）について	2
3	令和3年度水産白書（案）について	2 3
4	「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する 基本方針」の骨子（案）について	3 3
5	閉 会	4 0

○企画課長 定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第96回企画部会を開催いたしたいと思います。

本日の事務局を務めます企画課長の河村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本日の企画部会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から委員及び特別委員にはウェブ会議システムの使用を推奨しておりまして、これと併用させながら参加いただく形で開催させていただきたいと思っております。

御発言の際は、ウェブ会議システム上で挙手ボタンをクリックいただきまして、発言の意思表示をして御発言いただきますよう、よろしくお願ひいたします。また、御発言されるまでは音声はミュートに設定いただきまして、御発言の際にミュートを解除して御発言いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

音声トラブル等がある場合は、ウェブ会議システムのチャット機能にて、事務局までその旨をお知らせください。

なお、本来ならば開会に当たりまして御挨拶させていただくこととなっております渡邊部長でございますが、所用のため欠席でございます。省略させていただきたいと思ひます。

それでは、委員の出席状況について御報告させていただきます。

水産政策審議会令第8条第1項の規定によりまして、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員11名中11名の方が御出席で定足数を満たしているということでございまして、本日の企画部会は成立していることを御報告申し上げます。

また、特別委員は16名中、ウェブで12名の方に御出席いただいております。

続きまして、当審議会の議事の取扱いにつきまして御説明させていただきます。

水産政策審議会議事規則第6条に基づきまして、会議は公開で行うこととなっております。また、第9条第2項に基づきまして議事録を作成し、縦覧に供するものとされております。会議終了後、委員の皆様は議事録を御確認いただいた上で、水産庁のホームページに掲載して公表させていただきますので、御協力をよろしくお願ひいたします。

さらに、本日諮問させていただく「令和4年度に講じようとする施策」につきましては、水産基本法第10条第3項によりまして審議会の意見を聴くこととされておりました。その議決につきましては、水産政策審議会令第6条第6項に基づいて定めた水産政策審議会議事規則の第11条第3項によりまして、本部会の決議をもって審議会の議決とすることがで

きるとされておりますので、併せて御報告させていただきます。

では、今回の配布資料の確認をさせていただきます。

皆さんのお手元に資料がおありになると思いますけれども、大丈夫でしょうか。何かあれば言っていただければと思います。

本日、報道関係者の方が入っていらっしゃると思いますが、撮影はここまでとさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、山下部会長に議事進行をお願いしたいと思います。

○山下部会長 皆さん、こんにちは。

またリモート会議に逆戻りしてしまいましたけれども、たくさんの方に出席していただいて、ありがとうございます。

それでは、今日はたくさん議題がございますので、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、次期水産基本計画（案）について、令和3年度水産白書（案）について、「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」の骨子（案）についての三つでございます。

また、本日の企画部会は15時までの予定になっておりますので、議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

資料は事前に各委員に配布されておりますので、事務局からの説明は簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、事務局から次期水産基本計画（案）について、資料の説明をお願いいたします。

○企画課長 改めまして、企画課長でございます。

資料2-1、「次期水産基本計画に係る主要事項」を用いまして順に説明させていただきます。

既に御覧いただいていると思いますけれども、第1では基本的な方針ということで、前回御相談いたしましたけれども、3本柱で対応していく。資源管理が第1の柱で、第2の柱が水産業の成長産業化、第3の柱が漁村の活性化ということが書かれておまして、第2から、具体的に「水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」ということで書かれております。

まず、I、海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施ということで、資源調査・評価、新たな資源管理の着実な推進として、TAC魚種の拡大、IQ管理の導入、資

源管理協定、遊漁の資源管理、栽培漁業などに触れております。3では漁業取締・密漁監視体制の強化、4として、不漁とは書いてございませんが、海洋環境の変化への適応ということで、新たな操業形態への転換ですとかサケに関するふ化放流の話や漁業構造の合理化等について書かせていただいているところでございます。

続いて、第2の柱になりますけれども、増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現であります。

1が漁船漁業の構造改革等ということで、沿岸漁業につきまして、沿岸漁業の持続性の確保、浜プランの見直しの話、2ページをお開きいただきまして遊漁の活用、あとは海面利用制度の適切な運用ということを書かせていただいております。

また、沖合漁業につきましては漁業調整に配慮しながら漁業対象種・漁法の複数化、複数経営体の連携による協業化や共同経営化、兼業などによる事業の多角化などの複合的な漁業への転換を段階的に推進していくと書かせていただいております。

そしてその下に、遠洋漁業の話を書かせていただいております。

次に、2、養殖業の成長産業化でございますが、サーモン等につきましては国産品のシェアを拡大していきたいという話、生産性の向上につきましては、漁場改善計画ということで過去の養殖実績に基づいた適正養殖可能数量を見直していくということ等を書かせていただいております。

経営体の強化につきましては、マーケットイン型養殖業への転換。

陸上養殖につきましては内水面漁業振興法に基づく届出養殖業に位置付ける等を書かせていただいております。

次に3、経営安定対策でございますが、漁業保険制度につきましては、括弧書きを読ませていただきますけれども、「漁船保険制度及び漁業共済制度については、制度の持続的かつ安定的な運営を確保する。漁業収入安定対策につきましては、海洋環境の変化等に対応した操業形態の見直しや養殖戦略、輸出戦略等を踏まえた養殖業の生産性の向上など、資源管理や漁場改善を取り巻く状況の変化に対応しつつ、漁業者の経営安定を図るためのセーフティーネットとして効果的かつ効率的にその機能を発揮させる必要。このため、改正漁業法附則に既に規定されている必要な法制上の措置については、新型コロナウイルス感染症の影響や漁獲量の動向等の漁業者の経営状況に十分配慮しつつ、漁業共済制度の在り方を含めて検討」とさせていただきます。

4、輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備ということで、輸出の拡

大でございますが、水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備、そして内水面漁業・養殖業。人材育成の観点については、水産教育のほか海技士の人材の確保・育成について触れさせていただいております。また、7番目、安全対策では、安全確保に向けた取組として安全推進員や安全責任者の養成ですとかライフジャケットの普及促進について記述させていただきます。

続いて第3の柱になりますけれども、地域を支える漁村の活性化の推進ということで、漁村の人口減少を抑制していくために、漁業者の所得向上と雇用環境の改善を目標としまして、生産性向上ですとか水産業の付加価値向上を図るほか、漁業以外の産業の取り込みによります漁村地域の活性化を推進する。この際、モデル的にデジタル技術の活用や海業など漁業以外の産業に従事する民間事業者との連携などを進め、都市住民にも魅力のある漁村の創造を目指していくということで、1には沿岸漁業のところでも書かせていただいております。浜の再生・活性化ということで、浜プランの見直し・広域浜プランについて書かせていただいております。

また、海業等の振興につきましては、地域の漁業実態に合わせて漁港施設の再編・整備、漁港用地の整序によりまして漁港を海業などに利活用しやすい環境を整備する。民間活力の導入といたしましては、漁港施設・用地そして水域の利活用に関する新たな仕組みの検討をしたいということでございます。

続いて4ページでございます。

2、漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化では、漁協の連携強化ということで広域合併ですとか経済事業の連携等の実施、漁協施設の機能再編等を推進いただきまして、漁協が自ら又は民間企業との連携によりまして、海業の経営を円滑に行えるよう環境を整備したい。

また、若者や女性の活躍のお話も書かせていただいております。

3、加工・流通・消費に関する施策の展開としては、加工では、国産加工原料の安定供給、流通では水産流通バリューチェーンの構築、そして水産物等の健全な取引環境の整備といたしまして、IUU漁業の撲滅に向けてIUU漁業行動計画とかPSM協定等に基づく措置を適切に履行していく。

消費の部分では、国産水産物の消費拡大の中に、「さかなの日」の制定など官民が協働して一体的かつ効果的な情報発信を推進することを書かせていただいております。また、水産エコラベルの活用の推進ということでございます。

4 は、水産業・漁村の多面的機能の発揮。

そして5 は、漁場環境の保全・生態系の維持でして、藻場・干潟等の保全・創造といたしまして、漁業者等が行う藻場・干潟の保全などの水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する取組を推進する。藻場の二酸化炭素固定効果の評価手法の開発。

また、赤潮対策、野生生物による漁業被害対策についても書かせていただいております。

5 ページでございますが、海洋環境の保全として海洋プラスチックごみ対策、油濁対策などを書かせていただいております。

6 は防災・減災、国土強靱化への対応として、事前の防災・減災対策、災害からの早期復旧に向けた対応、そして持続可能なインフラ管理などを書かせていただいております。

IV、水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策として、一部再掲が含まれてございますけれども、農林水産省で定めてございますみどりの食料システム戦略の中に、水産の記述もございますので、水産政策の部分に触れております。

そして2 でスマート水産技術の活用、3 でカーボンニュートラルへの対応、4 で新型コロナウイルス感染症対策について、横断的なものとして書かせていただいております。

V、東日本大震災からの復旧・復興及び原発事故の影響克服ということで、まずは1 で地震・津波被災地域における着実な復旧・復興ということで、漁場のがれき撤去等による水揚げの回復ですとか水産加工業における販路の回復などの取組を引き続き支援していく。

2、原子力災害被災地域における原発事故の影響の克服として、策定された行動計画を踏まえまして、各段階における徹底した対策に取り組むとともに、漁業者が安心して漁業を続けていくことができるよう、全国的に執行が可能となる仕組みとして、令和3年度の補正予算で基金事業が予算措置されたことを書いてございまして、所要の対策を政府一体となって講じることで、被災地の漁業の本格的な復興を目指すとともに、全国の漁業者が漁業を安心して継続できる環境を関係省庁が連携して整備していくということを書かせていただいております。

最後になりますけれども、6 ページをお開きいただければと思います。

水産物の自給率目標でございますが、これは水産基本法において水産基本計画では自給率の目標を設定することになっておりまして作成してございます。皆さん御存じのとおり、既に資源管理ロードマップにおきまして漁獲量を444万トンに回復する、10年前の水準に回復するという目標が定まっております。また、輸出の関係では農林水産業全体で5兆円という目標を設定しておりまして、そのうち水産関係が1.2兆円となっておりますので、

そうした決められた目標を数式に当てはめると、数式的には国内消費量分の国内生産量でございますので、人口減少により消費がなかなか伸び悩む中で、生産量を増やしますと自給率がおのずと上がってくるような式になってございまして、この表に書いてございませうけれども、令和14年度の目標は食用魚介類が94%、魚介類全体では76%、海藻類は72%ということでございます。

これについてはいろいろな御意見があると思っておりますけれども、水産庁としては、水産基本計画に定められている対策も含めあらゆる対策を総動員して、目標の達成に向けて努力してまいりたいという考えでございます。

大変簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局より説明のありました次期水産基本計画（案）について、委員の方々より御質問、御意見など伺いたいと思います。

発言を希望される方は、挙手ボタンをクリックしてお知らせください。今のうちからクリックしておいていただけると助かります。

発言者はこちらから指名させていただきますので、指名後にマイクのミュートを解除して御発言をお願いいたします。

それから、資料2-1は今、河村課長から御説明いただいた主要事項ですが、資料2-2が本文なんです。ですから、どちらの資料の何ページか、あるいは項目立てで何ページ、資料2-1の方にも本文のページ数が書いてありますので、「本文何ページ」と言っても分かりよいかと思います。そうでないと資料2-1のページ数なのか2-2のページ数なのか分からなくなるかなと思ったので、それをお願いしようかと思いました。

それでは、どなたからでも結構ですので、御意見、御質問などございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 佐々木です。いつもお世話になっております。

私からは、1点ございます。

水産基本計画の資料2-2の29ページの下に3、加工・流通・消費に関する施策の展開とあって、その(1)のイ)国産加工原料の安定供給のところ、国産加工原料等の確保、安定供給のために供給平準化の取組を推進するといった文言があるんですけども、私の理解ですと、本来、むしろ21ページにある経営安定対策として供給平準化というものはあ

るべきなのかなと思うんですね。

供給平準化を通して漁業者さんたちの生産基盤を整備して、漁業者さんたちの生産活動を下支えするという方が違和感なく読めるのかなと思いました。もちろん、この供給平準化は加工原料の安定供給という側面もあると思います。加工業者さんにとっても不可欠なものですから。ですけれども、経営安定対策として経営体の安定にも貢献するという点により重視されてもいいのかなと思いました。

○山下部会長 ありがとうございます。

御意見、承りました。恐らく加工流通課長辺りから御説明されたいかと思うんですけれども、後でまとめて、もし時間があつたらということでお話は承りました。

○佐々木委員 承知しました。

○山下部会長 それでは、この後、挙手いただいている方を次の順番で指名させていただきます。次が川原委員、高橋委員、三浦委員、田辺委員でございます。

では、川原委員からお願いいたします。

○川原特別委員 私からは、質問を二つ、意見を一つお伝えしたいと思います。

まず一つ目の質問は、この水産基本計画全体なんですけれども、もしかすると以前に質問された方がいらっしゃったかもしれませんが、これが決まりまして二、三年たった後に、進捗状況のレビューなどは行うのでしょうか。環境の変化のスピードが速いので、もしかすると事業環境等からせっかくの計画が遅れてしまうこともあるのではと、ちょっと感じた次第です。

2番目の質問ですが、資料2-2の21ページ、魚価安定について、経営安定対策の漁業経営セーフティーネット構築事業とありますが、過去の資料などを見ておりましたら、今までは多くの価格平準化の対策があつたようです。でも、昨今は予算も魚種も絞られているように感じました。今後は魚価の安定対策が不要ということなののでしょうか？私ども漁業者は水揚げ集中を避けるなど生産努力はしていますし、魚価はもちろん市場の原理に任せるべきなんですけれども、魚価の安定は漁業経営のセーフティーネットとして考え得る方法の一つなのではないかと思いました。

次に、意見です。

意見は地域漁業管理機関に関することで、資料2-2の17ページ、水産業の成長産業化、遠洋漁業の国際交渉等の部分です。

新しい協定、中央北極海無規制公海漁業防止協定というものが2021年6月に発効された

と知りました。我が国が既にこの協定に締約されているかどうか、存じ上げませんが、今後この地域漁業管理機関を設けることになるのでは思われますので、是非メンバー国として、この海域の資源管理の取組を牽引して行ってほしいと考えます。

同時に、既にいろいろなR F M Oで、水産資源の持続可能な利用と健全な海洋環境の実現を目指すべく各国と協力されていますが、まだ加盟していない南太平洋地域漁業管理機関——S P R F M Oなどでも、まずは協力的非加盟国やオブザーバーとなって、資源管理の取組やI U U漁業の対策など積極的に関わっていただければと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

では高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 総体的な意見と若干の質問になりますけれども、今回の水産基本計画全体に目を通してみましたが、やたらと「資源管理」という言葉の羅列で、私から見ると資源管理の原理主義みたいな感じを受けます。全てのページに「資源管理」、これほどまでに資源管理という文字が必要なかどうか、非常に疑問だと思っております。

それから、資料2-2の12ページにあります外国漁船等による違法操業への対応で、一番下に「停止等を関係国等に対して強く追求していく」その後段に「厳しい対応を図っていく」と記載されていますが、これらについては外国に対して要求していくのであって、また、厳格な対応を図っていく、そういうことではないのかなと思いますが、随分やさしく記載してあるなという印象を受けております。

それから、同じく資料2-2の24ページですが、人材育成ということで、見ようによっては、使用者側の話は記載されていますが、若者にとって魅力ある職場環境の整備をどうするのか。1行の半分ぐらいに少ししか書いてありませんけれども、外国人であれ日本人であれ、やはり魅力のない産業には入ってこないということですから、どこかの時点で働く側の目線で文章を作っていくことも必要ではないかという印象を受けております。

特に、一部の業界の労働者不足、海技士不足ということが前面に出されて、何か全体がかなり苦しい状態になっているんだという印象を受けますが、決してそういうことではなくて、若い皆さんが継続的に入ってきている業界もあります。その辺は、偏ったような書き方についてはちょっと抵抗感があります。魅力のある業界には若い皆さんが継続的に入ってきているということ。

あわせて、各漁船に定員がございますので、定員をオーバーして若い皆さんを乗船させるということには、なかなかかなりづらい状況もあって、退職者が出てこないと後継者

が乗船できない。このジレンマを今後どうしていくのか。せつかく海を目指す皆さんが漁船に乗りたいたいといっても、定員をオーバーするような状態の中では乗船させることはできない。ここで落ちた皆さんをどのように救っていくのか、これらがこれからの大きい課題ではないのかなと思っております。

それから、TACの対象魚種、将来的には全魚種を目指すのでしょうかけれども、TACの増加とIQの問題は、現場で働く皆さんにとっては過重労働にもなりますし、非常に苦痛な状態になってきているということです。例えば混獲で魚を獲っている沖合底曳船等々については、1魚種がTACを超えたとなればそれらの扱い、やがては2業種、3業種となって漁獲していいもの、悪いものの選別を洋上でせざるを得ない状況が考えられますので、その辺は今後どのような形で対応していくのか、検討しておいていただきたいと思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは次に、三浦委員、お願いします。

○三浦委員 この場では7点ほどの主要な意見のみを述べさせていただき、その他の項目につきましては事務局に書面で意見として提出させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず1点目は、資料2-2の本文の「まえがき」から15ページぐらいにかけてのところですか。海洋環境の変化について申し上げますが、直近この10年間の水揚げの状況を見てみますと、急激な漁獲量の減少が起っています。その原因は、海水温の上昇を始め海洋環境の激変にあり、国民に対し水産食料の安定供給を担っている漁業者は、深刻な危機にさらされている状況です。

このことは、漁業者、そして国民共通の非常に大きな課題となっています。とりわけ漁場を移動できず、来遊した資源を漁獲する沿岸漁業への影響は非常に大きく、地域の崩壊に繋がりがねない事態に直面しています。このような海洋環境の激変が今後も更に加速していくことが予測されるわけですので、次期の水産基本計画におきましては、この重大な事態を前提として、今後10年間を見据えた水産政策を展開していく必要があるのではないかと考えております。

こうした中、冒頭の「まえがき」、そして「第2 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」の中で、このことを十分踏まえた上で、沿岸漁業の存続のための方向性をしっかりと示して、反映していただきたいと思っております。

資源管理のことが非常にたくさん書かれていますが、このような環境変化の中にあって、資源管理を行うだけで本当に漁獲の増大とか維持が図れるかどうかは、約束されたものでもない。そしてまた、海洋環境変化を乗り越えることも資源管理だけではできないだろう、こうしたことも踏まえた施策をお願いしたいというのがまず1点目です。

そして2点目は、資源管理です。資料2-2の本文10ページ、「(2) T A C魚種の拡大」の箇所についてです。今後のT A C魚種拡大の進め方につきましては、資源管理を実践していくのは漁業者自身でありますから、関係する漁業者に対し、事前に十分かつ丁寧な説明を行っていくことについて触れていただきたいと思います。

そして3点目は、本文11ページ、栽培漁業のところですが、先ほどから申しておりますとおり、海洋環境が激変している中、今後、環境及び資源の回復を図るためには、栽培漁業の重要性がますます高まってくる。こうした中、国は「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」でも、「令和12年度までに444万トンまで漁獲量を回復させる」としています。この目標を達成するためにも、戦略的な栽培漁業・種苗放流を推進することを水産基本計画の中でもしっかりと打ち出していきたいと思います。

そして4点目は、本文15ページの「(1) 沿岸漁業」と、その下の浜プランの見直しのところです。「(1) 沿岸漁業」の「ア) 沿岸漁業の持続性の確保」については4行目に、沿岸漁業の取組として「操業の効率化」しか書かれておりませんが、このような状況の中、海洋環境の変化を乗り越えるため、例えば、来遊してきた魚のフル活用や、生産と消費の現場が近いという沿岸漁業の特性を生かした加工・流通も含めた高付加価値化の取組、魚種転換や新たな養殖業の導入等々、地元行政の積極的な参画を求めながら持続性の確保を図る等、具体的な沿岸漁業に対する対応策や方向性をしっかりと示していきたいと思います。

また、次の「イ) 漁村地域の存続に向けた浜プランの見直し」のところでも、浜プランを活用した海洋環境の変化を乗り越えるための取組等について、例示的にも明記していただければと思っています。

そして5点目、本文24ページの人材育成のところでは、新規就業者の確保・育成にだけ触れられていますが、日々操業する現役世代や生産の担い手としての中核的漁業者の育成等々についても明記していただければと思っています。

そして6点目は、本文32ページの漁場環境の保全・生態系の維持のところでございます。海洋環境が激変している中、藻場・干潟等の保全・創造は重要性がますます増してきてお

り、環境回復や資源回復に大きな貢献をしています。今後は、藻場・干潟の保全・創造を進めるほかに、藻類養殖や貝類養殖等も含めたブルーカーボンの可能性についても研究等をしていただければと思います。

また、食料生産におけるCO₂排出量が藻類・貝類養殖は非常に低くなっていること、海における窒素、リンの回収等により環境負荷を低減する役割を果たしていることにも着目し、より環境にやさしい食品としての藻類・貝類養殖の有利性についても明記して頂けないかと思っておりますので、検討をよろしくお願いします。

最後の7点目になりますが、本文40ページの原因事故の影響の克服のところでございます。ALPS処理水につきましては、我々JFグループといたしましては漁業者・国民の理解を得られない海洋放出には断固反対しているということを、改めてここに記載していただきたいと思っております。

以上7点でございますが、検討をよろしくお願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

次に田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 主婦連合会の田辺です。よろしくお願いいたします。

資料2-2の18ページ、養殖業の成長産業化というところに関わるかと思っておりますけれども、今月1月の閣議後の記者会見において、農林水産大臣から熊本県産として発売されているアサリの大半に産地偽装の疑いがあるという発表がございました。全国の小売店を実態調査した結果、熊本県内の漁獲量を大幅に上回るアサリが販売されており、その97%は外国産が混入されている可能性が高いとのお話でした。

アサリの種苗の採捕、購入及び放流の作業、そして管理、収穫において実態調査と、そして今後の対応について御報告いただきたいと思っております。

また、食品表示についてですが、より正確で分かりやすい内容でお願いしたいと思っております。

2番目としまして、3の34ページ、海洋環境の保全についてでございます。

現在、漁業・養殖用の漁具や資材等について、環境に配慮した生分解性素材を用いた漁具やリサイクルしやすい漁具の製品開発が行われているという報告がございましたけれども、具体的な事例がございましたら写真等を使って御報告いただければ幸いです。

また、6の、関係省庁等の連携による施策の効率的な推進とございますけれども、漁業者による海洋ごみの持ち帰りの促進とございますけれども、具体的な支援がございました

らまた御報告いただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは次に、関委員、お願いします。

○関特別委員 東海大学の関です。3点だけ述べさせていただきたいと思います。

一つは、資料2-2の11ページ、遊漁の資源管理のところですが、生業として遊漁船業をやっている人とか、そういう船に乗って釣りをする遊漁者の場合は、既に水産業の一つとしてその活動自体が認識されている部分があると思うので、この計画の枠の中にはめ込むのは腑に落ちるんですけども、本当に個人で釣りをしている遊漁者たちを具体的にどうやってこの枠組みに取り込んでいけるのかというところが非常に気になっております。

2点目は、資料2-2の28ページ、水産業等への女性参画の推進のところですが、女性グループ等が行っている起業活動の取組を推進するという言葉があって、それはすごくいいことだと思うんですけども、例えば食品衛生法の改正を見ていると、多くの女性たちが手がけているような小規模で手作りの加工活動をするに当たってのハードルは、どんどん高くなっているのではないかと感じます。そういう、小さいけれども地元の食文化の継承であるとか地元を盛り上げるような力を持っている活動を安心して続けていけるように、施設については整備の支援をしますといったことが白書（案）にも書かれているんですけども、もうちょっと、制度をクリアするためのアドバイスであるとか活動を後押しするようなサポート体制が欲しいなと感じています。

最後、資料2-2の46ページの自給率ですが、令和14年度の目標値が94%って何かすごいなと思ったんですけども、結局これは、消費が減るごとに自給率が上がるみたいな、そういう読み方もできてしまうのかなといったイメージを抱きまして、ちょっと複雑な感じがしております。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、佐々木ひろこ委員、お願いします。

○佐々木特別委員 私からは、3点意見がございます。

一つ目は、本文の19ページ。前ページからエコ認証について述べられているところで、ここで挙げられている認証がMELとBAPの二つ、あとハラール認証なんですけれども、今、日本で一般的になっている認証は他にもう少しあると思うんですね。なぜこの二つな

のかという疑問と、可能であれば皆様がたくさん手に取られる機会があるものとして幾つか挙げていただく方がいいのかなと思います。

次に、31ページです。

水産物等の健全な取引環境の整備ということで、IUU漁業の撲滅に向けての水産流通適正化法導入、とても有り難く思っているんですけども、これについて述べていただいております。最近、様々な国際会議等々に出ているときにとても感じるのが、水産サプライチェーンの透明性の問題です。本当にいろいろなところで議題に上がるんですけども、中でもとても注目されているのは、今、やはり人権の問題かなと思います。人権問題をクリアしていなければ世界のビジネスの中で優位性を保てない状況にも今、なってきていますので、できればここで人権問題について追加していただけるとありがたいです。例えば追加していただくとしたらこんな感じかなと思う内容を挙げますと、「水産物の輸出促進等にも資する観点から、サプライチェーンのビジネスと人権に関する透明性の確保を企業に促す仕組みの構築に向けて、検討若しくは啓発等を行う」というような文言が入ると、今後、世界での優位性を保っていける趣旨になるのかなと思います。

最後、もう一点です。39ページに水産加工・流通に資する技術開発と現場実装という項目がございますけれども、ここでは先ほどの水産流通適正化法の義務履行に当たっての電子システムの導入について述べていただいております。

現行の水産基本計画と並べて見ていたところ、なぜか「トレーサビリティ」という言葉がなくなっているなど思ったんですね。先ほど田辺委員からも御意見ありましたように、消費者としては、どのような履歴の水産物なのかはとても興味のある内容でございますし、輸出促進、水産物の付加価値向上にもとても役立つシステムではないかと思っております。ですので、生産地から消費者まで全部届くような一気通貫のトレーサビリティシステムという文言を組み入れていただけると、とても有り難いなと思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。

あと今、挙手いただいているのは、中川委員、深川英穂委員、窪川委員、この順番になります。

それでは中川委員、お願いいたします。

○中川委員 私からは、2点お願いいたします。

まず一つ目が、本文11ページにあります遊漁の資源管理についてです。

先ほど関委員からあった御発言にも似通っているんですけども、今現在ですと「遊漁」

というところが一括りに見られているのかなと見受けられます。遊漁の中でも遊漁船ですとか個人のプレジャーボートですとか、いろいろな形態があります。実際に釣り場で話を聞いていると、一部の遊漁船では船長たちがサイズや数等を前々からきちんと把握して資源管理に努めていたり、遊漁船に乗っている釣り人たちも中層・深場の魚であっても小さいものは戻せるようにしたりと、かなり努力されている方達がいらっしやいます。

一方で、個人の方たちの中でも一部の方は、ちょっと好き放題に近い形になっているところもあるようで。それらを一括りで見てしまうと管理しにくいところもあれば、既に資源管理に努めている人たちのやる気を削いでしまうことにもなると思います。遊漁者の方にも責任と同時に権利もあると思いますので、その辺りがきちんと平等に、みんなでいい海を守っていけるような仕組みになるルール、書き方を、ぜひ御検討いただきたいというのが1点です。

もう一つが、24ページにあります人材育成の部分になります。

こちら先ほど三浦委員がおっしゃっていたことと重なる部分があるんですけども、私も、若手の新規漁業者の方たちへの支援はすごく大事だと思います。そして一方で同じぐらいに中核層の方たちへの支援もすごく大事だと思っております。若手・新規の方たちは、もちろんそこに馴染んだり、慣れたり、学んだり、独り立ちするということ所で物すごくハードルがあると思うし、それを支援する価値があると思うんですけども、同じように、中核層の中には新たなチャレンジをしようとか、一通りやったからこそ見えてくる課題に対して頑張ろうとしている方たちがいらっしやる。でも、そこに待っているハードルは新規就業と同じぐらい、若しくはそれ以上に厳しいハードルの中でチャレンジされている方たちがいます。そういう方たちを育成するとかサポートするとか、そういったものについても触れていただけたらと思います。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

では窪川委員、お願いします。

○窪川特別委員 私からも、幾つかあります。

今、中川委員より発言がありました、あるいはその前に三浦委員よりありました24ページの人材育成のところです。

例えば「若者に漁業就業の魅力を伝え」ですとか「漁業の世界で活躍できるよう育成していく」という言葉があるんですけども、そのまま「漁業」と使われていて、例えば「若

者に変革期にある漁業就業の魅力を伝え」ですとか、「新しい漁業の時代に活躍できるよう育成していく」とか、要するに、この場でも水産改革が大分議論されてきて、実際に施行されたりしている状況にあることも人材育成の中に、分かるような含め方をされるというのではないかと思いました。

次に25ページ、水産高校の生徒さんがもちろん担い手として大事ですけれども、水産高校の教員の確保も重要ですので、「水産高校の教員の人材確保にも引き続き留意する」といった一言も加えるとよろしいのではないかと思いました。

次に、28ページの女性参画等の推進ですが、「女性が地域の担い手としてこれまで以上に尊重されるべきである」という言葉が、人によってはいろいろな受け取り方があると思うんです。「……尊重される」というところを、「これまで以上に参画」あるいは「活躍」という言葉を入れて、「参画の場を広げるべきである」といった言葉に変えたらいかがでしょうか。

次に34ページ、漁場環境の保全・生態系の維持の中の海洋環境の保全（海洋プラスチックごみ、油濁）と、36ページ、横断的に推進すべき施策の中で、みどりの食料システム戦略の漁具のリサイクルのところですが。海洋プラスチックごみに関して類似する文言が並んでいるんですけれども、最初の方は、海洋プラスチックごみに関する情報あるいは知見に対して漁業者あるいは水産関係者が迅速な対応を図ることが、環境の保全というところで大変重要になっています。漁具等のことも書いてあるんですけれども、ここでは保全を強調することが重要ではないかと思いました。

漁具のリサイクルのところはこれで、漁具に関してきちんと説明するというところでよろしいのではないかと思いました。

最後ですけれども、先ほど関委員からもお話があったんですが、私も前回のときに発言させていただいた水産物の自給率目標のところですが、現行の水産基本計画の文言よりもはるかに分かりやすく書かれていると思いました。これによって、自給率をどのように考えるか、要するに消費に関する問題も同時に考えていくということが、より分かりやすく伝わっているように思いました。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは深川英穂委員、お願いします。さっき順番を抜かしてしまいまして、ごめんなさい。

○深川（英）特別委員 私からは、2点ほどお願いしたいと思います。

まず、18ページの養殖業の成長産業化の（１）需要の拡大について、この中で「国内需要に依存する現状からの脱却」とありますが、確かに人口減少とともに需要は激減しているものの、まだ日本人のこれからの嗜好に合わせた新たな商品開発や販路開発を行えるのではと考えます。そういう意味合いも含めまして、国内向けには「需要の掘り起こしに加えて、付加価値を付けた消費者志向や求められる味、質に合わせた魚の生産を行う」として、需要の拡大も輸出と国内向けと分けて書いていただければ有り難いと思います。

また、19ページの上から２行目に「定時・定質・定量・定価格で生産物を提供できる養殖業の特性を最大化し」とありますが、確かにこれは養殖業の最大の利点ではあるのですが、生産者にとって、この言葉は安売りの言葉として使われ、定時・定質・定量・低価格——低い価格ということに使われたため印象が悪く、逆に海外向けの戦略用語として使っていただければと思います。

それから、37ページの真ん中の（イ）養殖業における環境負荷低減の中に「大規模化による省力化や生産性の向上を推進する」とか、20ページの（４）沖合養殖の拡大の中にも「大規模化による省力化や生産性の向上を推進する」とありますが、生産性の向上を含めて、上のエ）にありますICT・IoTの活用により、沿岸の漁業であっても環境負荷や赤潮被害を低減する可能性は大きく秘めております。

また、今まで昭和30年代から養殖を支えてきた中小企業は、海外よりも国内が中心の販売であり、大規模な設備投資ができないようなところ、そういう生産者が浜を守り、漁村を守ってきました。是非ここは、そういう表現に直していただきたい。沖合大規模養殖、浮沈式大型生簀のみが省力化や生産性の向上を推進するわけではないということを、一言入れていただきたいと思います。

そして、先ほどちょっと言い損ないましたが、成長産業化の中で、中小企業も輸出に対しては非常に大きく期待しているところではありますが、万が一国内に還流した場合、国内市場における価格の暴落等を招きかねない。生産者はこれまで何度も経験しておりますので、セーフティネット・積立プラスの更なる強化も併せて大きく明記していただきたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

では後藤委員、お願いします。

○後藤特別委員 愛媛大学の後藤です。

私からは1点、36ページ、みどりの食料システム戦略と水産政策の部分に（１）調達面

での取組とあり、この部分に「輸入魚粉に依存しない飼料効率が高く魚粉割合の低い配合飼料の開発、魚粉代替原料の開発」と入っております。すでに、水産加工現場で出るような残渣を再び餌に再利用することはなされていますが、まだまだ使える残渣があるのではないかと思いますので、この部分に残渣利用も入れるような形で検討していただければと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

では中村委員、お願いします。

○中村特別委員 皆さん発言していらっしゃる資料2-2の24ページ、人材育成の件です。

現場の意見としましては、私のところにも近々1名来ていただく予定なんですけど、やはり指導者のスイッチができないことがすごく引っかかっているところでもあります。指導者によっては、漁協の中にも様々な漁法をやっている漁業者がたくさん集まっています、新規就業者の方が何をやりたいか、何が向いているかを柔軟に探ってもらえるような期間になるような、そんな事業になってくれたらと漁協の中でも話しておりますので、もし可能であれば、事業の途中であっても、年度の途中であっても指導者を変えることができるようなシステムになれば嬉しいなと思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、今、挙手された方には全てお話を伺ったかと思うんですけども、私もちょっとだけ申し上げてよろしいでしょうか。

先ほども出た18ページの需要の拡大ですけども、やはり内需依存からの脱却というのは、ちょっとメッセージとして強過ぎるかなと。先ほど深川委員も同じようなことをおっしゃっていましたが、両輪で、内需も大事だけれども輸出も大事というぐらいの気持ちで計画から伝わった方がいいのではないかと思います。

私が考え直していただきたいと思うのは、19ページのサーモンの「国産品のシェアを拡大」というところなんです。これは目標に掲げるんだったら、やはり「シェア」ではなく、国産品の「生産拡大」か何かにならないだろうか。というのは、シェアというのは、みんながサーモンを嫌いになったらサーモン全体の消費量がわっと減って、その中で外国産がたくさん減ったらシェアが上がるんですね。正に今度の自給率目標と同じような話で、シェアは自分だけでコントロールできるものではない。

それから、チリ等は日本の企業が開発して、そして輸入してきたものなのに、それをな

いがしろにするような感じに取られるのもどうかと思うので、シェアという方針をちょっと変えられないだろうかと思いました。

次は、27ページ辺りのことなんですけれども、本文でも要約版でも「漁業者の所得向上と雇用環境の改善」と書いてあるんですけれども、この雇用というのはもしかして間違っていないだろうか、「就業」ではないかと思って、確認です。「雇用」と言うと、地域の雇用労働力に対して働きかけているように思うからです。

その下に、モデル的にデジタル技術の活用をすると書いてあるんですが、デジタル技術を活用することは、もうモデル的にすることではなくて、この世の中全体ですね、デジタル庁もできたことですし、もうこれは少しやってみるものではないのではないかな。むしろモデル的にやるのは海業の方、これは水産庁の方針として、こちらに掛かる言葉ではないかと思いました。

「デジタル技術」とあるんですが、例えば30ページには「ICT技術」とあって、さらに38ページには「スマート水産業」とあるので、この辺り、用語の統一をなさらないのかなとちらっと思いました。

最後ですけれども、海洋環境の保全ですね。33ページ。

ここは、ここまで踏み込めないかという提案なんですけど、海洋プラスチックごみを漁業者が持ち帰る、これはとてもいいことというか、マイクロプラスチックになるともう回収不可能ですけれども、その前のところで網に掛かったものを少しでも持ち帰れば、それだけマイクロプラスチックが減る。そういうことで言うと、もう一步踏み込んで、閑散期に空いている船があったら海洋プラスチックなり海洋ごみの回収をしますよと。もちろん対価はどこかから出してもらおうとして、そういうことまでできたら非常に、漁業の多面的機能、あるいは外部経済というものですが、それが金銭に換算できる、マネタイズできるというんでしょうか、そのようなことなんですけれども、そこまでは踏み込めないのかなと思った次第です。

私は以上ですが、私がお話ししている間に大瀬委員から挙手いただいていますので、大瀬委員、お願いいたします。

○大瀬委員 よろしくお願いいたします。

資料2-2の44ページ、消費拡大のことですけれども、消費拡大は非常に大切なことだと考えています。ほうっておいたら減少するものなので、それを上げるのは今まで以上の努力、何倍もの努力が必要かと思います。その「何をするか」をいっそう具体的に考えて

いかなければ実行できないのではないかと考えています。

浜プランと連携した具体案を考える必要があるかと感じます。手作りの小さな加工業者など地元を盛り上げる活動をサポートしていくなど盛り込んでいただいたり、市町村の食育活動に加えたり、今、発酵が人気になっているので発酵食品を加えるなど、より具体的な提案が必要だと思います。

現在、私がサバ缶レシピのレシピ本を制作中です。サバ缶の売れ行きが良くて、そのためのレシピを作ってほしいという依頼がありました。若いママやOLさんなど、比較的魚離れをしていると言われる世代に向けて少しでも関心を高めてもらいたいと思っていました。健康的な効能、又は美に関する効能、そして食育に関することなども盛り込んだ内容でレシピを作っています。

ただ、レシピを作っていてすごく思ったことが、サバ缶1缶、量が多いなと思いました。ツナ缶ぐらいのサイズだったらいいのと思ったんです。やはり核家族化している中で、従来からあるサイズではなく、小さくして手軽に取り入れられるようになったらと思いました。使い切れなかった缶詰を残しておきたくないという方が非常に多いので。やはり1缶開けたら使い切りたいという方が多い中では、サバ缶の量は少し多いのかなとレシピを作っている中で感じました。つまり、消費者により手に取ってもらえるにはどうしたらいいかなどについて、食の関係者などとも打合せして、消費をより具体的にということの話す機会をもってみてはどうかと思います。

缶詰というのは防災という面では買い置きできる、忙しい中でも保存しておけばすぐ食べられる、そして栄養もある、味が付いているとか煮てあるとかということで、非常に便利に使える食材だからこそ今、サバ缶が人気なのかなと思います。サバ缶は単なる一例ですが、つまり、消費拡大についての具体案を掲載してほしいと思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。

今、事務局が挙手していらっしゃる方の情報を持ってきてくれているので、ちょっと待ってくださいね。

三浦委員は挙手されています……、後藤委員も挙手されていますか。

そうしたら、後藤委員からお願いします。

○後藤特別委員 懸念していることが1点あります。みどりの食料システム戦略で、2050年までに主要な魚種の人工種苗比率を100%実現すると掲げていて、30年後の話にはなりますが、ここに「ニホンウナギ等」と魚種名が明記されています。現段階でニホンウナギ、

マグロ、スマといった難種苗と言われるような魚種に関しては、人工種苗が技術的にできたとしても、産業で利用できるような価格で生産できるのかを併せて考えていかなければいけないと思います。固有の魚種名を基本計画に明記するのは、生物学的な困難さも伴う場合もありますので、いかがなものかと懸念しております。

○山下部会長 ありがとうございます。

では三浦委員、お願いします。

○三浦委員 先ほど大瀬委員から消費拡大のところみついで発言がありましたが、やはり水産物消費が落ちてきている中、消費拡大は水産政策の中で非常に大きなウエイトを占める一丁目一番地なのではないかと思っています。

そうした中、昨年、「新たな生活様式に対応した水産物消費拡大検討委員会」を水産庁さんで立ち上げて、取りまとめが行われたと思いますが、そのときに取りまとめられた具体的な内容等が基本計画の中に余り入っていないように思います。例えば、水産物を買うときには、やはりどうしても臭いがする、小骨が多い、調理に手間暇が掛かるといったマイナス特性が頭に浮かんでしまう。今後はそうしたマイナス特性をいかにして解消していくか、そしてまた水産物の健康面や栄養面、旬などのプラスの面、プラス特性を情報発信していく、そんなことが必要だといった内容が取りまとめられているわけですが、そうした内容が余り入っていないので、もう少しそこは具体的な内容を入れていただければと思います。

よろしくお願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、今、挙手いただいている方はもういらっしゃらないかなと思うんですが、この後、残り45分であと二つの議題を進めなければなりませんので、水産基本計画の話はここで一旦閉じさせていただいて、事務局から必要最小限、質問などについてお答えをいただくということをお願いできますでしょうか。

○企画課長 それでは、私からまとめてお答えさせていただきます。

御質問を明確にいただいたのは、まず、川原委員から2点いただいたと認識させていただきます。

基本計画ですけれども、二、三年後にいろいろな状況の変化で変えていったり、評価等をしていったりするのかという話でございましたが、基本計画を3月末に閣議決定させていただいた後、我々、毎年政策評価というプロセスを行っていくこととなります。その政

策評価というのは、基本計画の骨子、中身を受けた形でしていただくことになります。これは毎年行って必要な改善もしていくことになってございまして、検証など毎年していくことになります。

2点目は平準化の話でございまして、これは佐々木委員の話ともちょっと重なっているわけですが、価格の安定に関係する施策としては、佐々木委員から御紹介があったとおり、30ページのイ) 国産加工原料の安定供給の部分、こちらが水産物の価格安定にも資する供給安定事業でございまして。

これは佐々木委員の話と関連するので、この際、お伝えしておかないといけないんですけども、経営安定対策——これは予算要求上の話になるので議事録に残すのが適切かというのもあるんですけども、予算要求上、同じような政策目的についての予算を複数講ずるのはなかなか厳しい状況でございまして、今、積立ぷらすとかそういう経営安定対策を講じている中で、この国内加工原料の供給平準化事業についても経営安定対策に明確に位置付けますと、施策のバッティング度合いがより高まってくる。そういった意味で、どこに位置付けていくかはいろいろな予算要求の過程も含めて検討していかないといけない課題だと思っております。

あと高橋委員から、これは御質問だったのか御質問でなかったのか、ちょっと正確に理解できていないんですけども、違法操業の関係で、強く要求するというのはちょっと甘いねという話でございました。これは外務省とも相談して、書きぶりの調整を検討していかないといけないかなと思っております。

また、若者にとって魅力ある職場という話でございまして、これはおっしゃるとおりでございまして、アンケートを取りますと、賃金が高い方がいいとかW i - F i 環境があった方がいいとか、船の居住環境がちゃんと適切になっている方がいいといった若者の声をアンケート等で把握してございまして、こうした取組をしっかり進めていかないといけないと考えているところでございまして。

ほかに田辺委員から幾つか御質問を頂戴してございまして、具体的に写真等で御報告いただきたいといったお話がございまして、具体的な事例につきましては追って田辺委員に個別に御報告するという事でよろしいでしょうか。それでよろしければ、ちょっと時間の短縮もございまして。

○山下部会長 それでは田辺委員、それで了解をお願いいたします。

○企画課長 追って個別に御報告したいと思います。

○山下部会長 それから、基本計画は余り図等を入れない性質なので、多分、田辺委員からいただいた御提案は、白書の方だと思いました。そちらの御提案として承ったという気持ちです。

では課長、どうぞ。

○企画課長 以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

加工流通課からも御説明いただくということですので、お願いいたします。

○加工流通課長 佐々木委員、川原委員から平準化事業についてお話があって、先ほど企画課長からも説明がありましたけれども、若干補足させていただきます。

この平準化事業というのは、確かに漁業経営安定化対策に資するということはあるのですが、直接的な目的は、調整保管したものを加工業者に対して原料確保のために供給することなので、そういう意味で、平成19年以降から一貫して、これは加工・流通・消費施策の展開に位置付けているところであります。

また、川原委員からあった話ですけれども、魚価安定対策はやめたのかということですが、当然この事業によって水産物の著しい変動を緩和するといった側面もあります。実はこの事業は事業創設以来ずっと中身は変わっておりませんが、平成19年に事業の位置付けを見直して、平成19年から一貫して、この加工・流通・消費に関する施策といったことで位置付けさせていただいているところです。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、まだ御発言を希望される方がいらっしゃるかもしれませんが、本件の質疑はここまでとさせていただきます。

次の議題、令和3年度水産白書（案）について、初めに諮問を受けます。

○企画課長 3水漁第1595号、令和4年2月4日。

水産政策審議会会長、田中栄次殿、農林水産大臣、金子原二郎。

令和4年度水産施策（案）について（諮問第381号）。

水産基本法（平成13年法律第89号）第10条第3項の規定に基づき、別添「令和4年度水産施策（案）」について、貴審議会の意見を求める。

よろしくお願いたします。

○山下部会長 承りました。

このように諮問を受けましたので、着席させていただきます。

それでは、事務局から内容の説明をいただきたいと思います。

○企画課長 資料3-2、水産白書の御説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

全体についてでございますが、令和3年度の水産の動向につきましては、前回、構成について御了解いただいたとおり、特集1といたしまして「新たな水産基本計画」、特集2といたしまして「新型コロナウイルス感染症による水産業への影響と対応」、第1章から第6章まではこれまでどおりの構成とさせていただいております。

なお、白書改革に伴いまして、更新情報のない図表等につきましては、動向の説明に不可欠な場合を除きまして削除してございます。

また、これまでの企画部会で各委員から白書の内容に関する御意見をいただいております。今年度の動向でないものにつきましては、農林水産省の他の白書との並びの面から掲載を見送っている旨も、御了解いただきたいと思います。

委員各位には余裕を持って事前に資料をお送りさせていただいておりますので、説明は簡潔にさせていただきたいと思っております。

まず、お開きいただきまして1ページから、特集1の概要をお示ししてございます。これは結城特別委員からお話をいただきまして、レシピの関係で概要をまず書かせていただいております。

2ページ以降、基本計画とは何かということで、川原特別委員から編成が分かるようにというお話もございましたので、3ページから6ページにかけて、これまでの基本計画の情勢とか主な施策について記述させていただいております。

7ページ以降は、現在御議論いただいております次期基本計画の内容でございます。実際の基本計画に合わせて、今後、修正していきたいと思っております。

続きまして13ページ、特集2でございます。結城特別委員からお話をいただきましたので、概要を書かせていただいております。

14ページから18ページの上、需給面の変化の御説明をさせていただいております。巣籠もり需要に伴い消費者が求めることとか買物方法の変化ですとか、外食の減少等について記述させていただいております。特に冷凍の水産物の需要が高まったことについても、窪川特別委員等の御指摘もございましたので、記載させていただいております。

19ページから、供給面の変化の説明でございます。

19ページは高級魚介類の取扱い金額の下落、21ページはインターネットでの販売の増加、

また、22ページでは入国制限等について記載させていただいております。

物流につきましては21ページに、輸出減少のほか、国内についてはデータがないということで窪川特別委員に御指摘いただきましたが、文章で記載してございます。

なお、コロナの影響は現在進行中でありまして、更新予定のデータを踏まえて記述は修正していく予定でございます。

23ページから24ページをお開きいただければと思いますが、コロナの影響に対して国が実施してきた対策等について記述してございます。

25ページにつきましては、三浦委員、関特別委員、佐々木特別委員、川原特別委員などから御意見をいただいておりますので、今後の対策が見えるようなものとするために、今後の影響を見据えた対応といたしまして、先ほど三浦委員からお話ございましたし山下部会長にも御参加をいただいておりますが、令和3年3月から6月に開催いたしました新たな生活様式に対応した水産物消費拡大検討会の内容について記述して、実際に取り組みされている事例などについても紹介してございます。

続きまして、28ページから第1章、我が国の水産物の需給・消費をめぐる動きでございます。

30ページをお開きいただきますと、国民1人当たりの供給量が年々減少して、純食料ベースで23.4キログラムになってしまっていることを説明してございます。

31ページの下には、新しい図表といたしまして魚介類と肉の消費量が逆転しているという変化のグラフを追加してございます。

37ページをお開きいただきますと、水産物の健康効果のコラムとして、フィッシュプロテインについて記述させていただいております。

39ページ、機能性表示食品の事例として、鯨肉初の機能性食品表示について記述させていただいております。大瀬委員から、水産物が免疫力を上げることが、従来、水産物の健康効果という中で記載してきたんですけれども、具体的に何をどれくらい食べると免疫力が上がるかを白書に記載するのはなかなか難しいと思っております。制度として認められております事例を紹介することが適当だと考えており、鯨肉で、免疫関係ではございませんけれども、機能性食品の新しい事例を記載させていただいております。

続きまして、49ページから第2章でございます。

ちょっと飛んでいただきまして52ページをお開きいただきますと、海洋環境の変化等によるサケ、サンマ、スルメイカ等の不漁についてコラムとして、これは高橋特別委員から

いただきましたので、昨年度に引き続き記述してございます。不漁問題に関する検討会を行った旨も記載させていただいております。

72ページから75ページにつきましては、漁船の安全対策、これも高橋特別委員からいただいておりますので、引き続きしっかりと記述してございます。さらに、優良な取組についての表彰についてもコラムで記述してございます。

続いて、86ページをお開きいただければと思います。

水産資源と漁場環境をめぐる動きということで、87ページから104ページにかけて、新しい資源管理の進捗状況、特に103ページにはクロマグロの資源管理の結果についても記述させていただいております。

114ページは漁場環境の変化といたしまして、北海道の太平洋沿岸における赤潮について、コラムで記載させていただいております。

また、120ページから122ページにつきましては海洋プラスチックごみ対策について、菅原特別委員と野田特別委員からお話をいただきましたので、記述させていただいております。

続いて、125ページから第4章でございます。

133ページから134ページ、WCPFCのクロマグロの増枠について記述させていただいております。

続いて142ページ、第5章になります。

安全で活力ある漁村づくりということでございまして、143ページ、3月に策定される予定の新たな漁港漁場整備長期計画についても今後、記述させていただく予定としてございます。

147ページから148ページにかけましては、沖縄県等の軽石の被害についてコラムで記述させていただいております。

152ページから第6章、東日本大震災からの復興ということでございまして、158ページ、159ページでALPS処理水の処分に伴う対応について、結城特別委員からお話ございましたので、本文で記載させていただいております。

令和4年度の水産施策、今回の諮問の関係につきましては追ってということになりますけれども、続いて資料3-3をお開きいただければと思います。

資料3-3の構成につきましては、先ほど御議論いただきました次期水産基本計画の骨子、概要に沿って構成を立てているところでございます。

私からの説明は、以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ここで皆様に御意見、御質問等をいただきたいと思います。

先ほどと同じやり方ですけれども、発言を希望される方は挙手ボタンをクリックしてお知らせください。そして指名後にマイクのミュートを解除してください。

今、田辺委員からアサリの話ですか、「全員の皆様と共有する必要がないということでしょうか」とチャットをいただいているのですけれども、先ほど回答を田辺委員にだけ差し上げるとおっしゃったのでということですね。すみません、私、今、白書について御意見をいただいたのかと思ってしまいましたけれども、そうではないですね。

では、白書の前に先ほどのアサリ偽装の話でお答えをお願いいたします。

○漁政課長 漁政課長でございます。

まず、アサリの偽装との御指摘でございますけれども、先般、消費安全局という表示の取締り担当部局から数年掛けて行った調査の結果を公表しました。その結果、市場に熊本県産として出回っているアサリの97%ほどをDNA検査したところ、中国産であることが発覚したという事実関係を公表したということでございます。

一方、表示のルールに照らしてそれが偽装だったかどうかという見極めは、実際にルールに照らして確認することになってございます。これはいろいろ難しい問題がございまして、原産国の表示ルールというのは、基本的には育成期間が一番長いことをもってその原産国を決めるという一般原則がございまして、そういうことからしますと、原料の卵とか稚貝とかそういうものが輸入品であるからといって、直ちに最終製品が原料の稚貝なり卵になるわけではないという原則も一方であるものですから、今回のDNA検査の結果が表示のルールに照らして偽装かどうかについては、今後、慎重に調査していくというのが調査部局の基本的なスタンスと理解してございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

皆様にこの情報を共有させていただいたということでございますが、田辺委員、よろしゅうございますでしょうか。

○田辺委員 ありがとうございます。

○山下部会長 それでは白書の方に参りまして、今、高橋委員と関委員に挙手していただいています。

高橋委員、お願いいたします。

○高橋特別委員 ちょっと意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、海洋プラスチックごみ関係並びに海水温の上昇等による海の環境の問題でございますけれども、これらについて、大分ページ数も割いてしっかり記載していただいたことについては深く感謝申し上げたいと思っております。特にプラスチック関係については、初めは小さなコラムから載せていただきましたけれども、これほど海洋が汚れていることがまざまざと分かってきた段階で、このような対応をしていただいたことについては感謝申し上げたいと思っております。

それでは、22ページですけれども、外国人の入国制限等々の記載がありますけれども、今現在、インドネシアの船員が多いのですが、日本でオミクロン株の感染が拡大していることから、日本が規制する以前にむしろ彼らの方から帰りたい、それから日本に入国することを拒否するといった新たな動きが出てきまして、それらに対する記載がどこかにあってもいいのではないかと、注意喚起という形の中で、実態はこのようなものだとすることを記載していただければと思っております。

それから44ページ、45ページの輸出入、特に輸入については、下の方の表にありますけれども、カツオ・マグロ類等々の中で近年、インドネシアからの輸入がかなり多くなってきました。1,603億円の5.2%といたしますと大体83億円強ですが、技能実習生なりマルシップ漁船に乗っている皆さんが出身国つまり地元に着くと、生産性が上がってくるようになります。そうしますと83億円がやがて100億円になって、200億、300億円というような状況になってくるのではないかと印象を受けております。

ちなみに、日本の遠洋マグロ漁船の年間水揚げは大体500億円程度ですから、いずれはこれに近づいてくるのではないかと思っております。

それから、海洋環境ですけれども、今現在、海水温の上昇ということで、気象環境が魚の不漁関係にかなり影響を及ぼしているような状況ですが、ここで初めて117ページに、「海洋熱波」という文字がようやく出てまいりました。かねてから海がおかしい、海水温が上昇している、魚がいなくなっているといったことを再三再四申し上げてきましたけれども、その主なる原因は恐らく海水温の上昇だろうということでございましたけれども、研究者の皆さんの研究によって、ようやくこの内容が分かってまいりました。やはりそうであったという印象を受けておりますので、この海洋熱波というものについて、追跡的な調査並びに調査の拡大をお願いしたいと思っております。

この辺は初めて出てきましたけれども、非常に評価に値するような文言ではないのかな

と思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。

では関委員、お願いします。

○関特別委員 関です。1点だけ述べさせていただきたいと思います。

資料3-2の69ページから70ページにかけて、漁協の正組合員及び役員に占める女性の割合の表が載っています。正組合員については条件的なこと等もあるので、ここではちょっと置いておくとして、役員の割合は、この表は直近の10年間ぐらいが示されていますけれども、それよりも前からもう全く何も変わっていないのが現状だと思います。

ただ、本文にもあるように、2020年の改正で若手や女性の役員就任の配慮が示されているわけで、今後どうなっていくか期待される場所だと思います。

でも、もちろん頭数がそろえばいいとか、割合が上がればいいといった簡単な話ではないですよということはきちんと押さえていってもらいたいと思ひまして、あえて発言させていただきました。もっとも現状では、その頭数さえないのが現実ですが。

○山下部会長 ありがとうございます。

次に三浦委員、お願いします。

○三浦委員 私からも4点ほどコメントさせていただきたいと思います。

まず一つ目は、36ページの水産物の健康効果のところでは、

これにつきましては先ほど河村課長から、可能な限り記載したとのコメントもありましたが、本当に詳細に様々なことが書かれていると思います。しかしながら、もう少し大きなつかみとして、魚に多く含まれているオメガ3脂肪酸には、世界の3大疾病であるがん、心筋梗塞、脳卒中の予防の効果が期待でき、なおかつ脳の発達促進やアルツハイマー認知症の予防効果が期待される等々、ここに3大疾病への効果を入れていただくことで、生まれてからお年寄りになるまで全てにおいて水産物はいろいろな意味での予防効果があるということが一目で分かるので、このような形で記載ができないか、ご検討いただきたいという希望を申し上げます。

そして2点目は、78ページ、漁協のところでございます。漁協につきましては、「漁村の地域経済や社会活動を支える中核的な組織としての役割を担っている」との記載をしていただいたことにつきまして、これまで漁協が果たしてきた海の役場としての役割を理解していただき、感謝を申し上げたいと思います。

このことは、是非とも水産基本計画の中でも同様に位置付けて記載させていただきたいと

思っております。

そして3点目は121ページ、プラスチックごみのところです。

海洋ごみの発生原因については陸域起源と指摘されていることが記載されておりますが、併せて日本近海に浮遊しているマイクロプラスチックのほとんどが海外から漂着していることが科学的にも分かっておりますので、このことについても言及いただきたいと思います。

くわえて、山下部会長のお話しにもありましたとおり、漁業の操業中に回収した海底ごみを持ち帰ることに漁業者が今、取り組んでいることについて白書で触れていただいたことに感謝します。さらに、こうした取組をより推進するために、国としての助成や拡充も含めて検討いただきますようお願いいたします。

そして4点目は159ページのところについてです。

先ほども申し上げた通り、ALPS処理水問題については、白書におきましても我々JFグループとしては漁業者・国民の理解の得られない海洋放出には断固反対しているということをしっかりと記載していただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○山下部会長 ありがとうございます。

結城委員と川原委員から挙手いただいておりますので、まず、結城委員から申し上げます。

○結城特別委員 お時間がないので、駆け足で恐縮です。5点ございます。

1個目が、特集1、表を作ってくださいまして、ありがとうございます。より分かりやすくやりました。更に読みやすくするにはもう少し工夫があるとうれしいですね。本当は年と同じように情勢と施策が縦に並んでいると一番読みやすいかなと思ったんです。文字数の関係などでこのように情勢、施策、情勢、施策……と横に並べるのでしたら、色付けが良いかもしれません。情勢は情勢で青、施策は施策で緑といったように色付けしていただくと読みやすくなるかと思っております。

それと今、文字が多いというイメージがありますので、表をちょっと広げていただくために、例えば「平成14（2002）年」となっていますが、（2002）を下にさせていただいて、ちょっと表を広げるような工夫をしていただくと、更にもっと読みやすく、しかもスマホの方も読みやすくなるのではないかと思っております。

そして2点目です。同じく13ページで表を作ってくださいまして、ありがとうございます。

これも更に読みやすくしていただくために、他のところも色付けをしていただいていますので、これもちょっと色付けして読みやすく工夫していただくと、関心度も高いのではないかと考えています。

そして3点目。これはすごく細かくて恐縮なんですけど、例えば4ページ、5ページ、6ページとメカニズムを色付けして記していただいているんですけど、ちょっと文字が小さ過ぎて、虫眼鏡で読まないとな読めないだろうと。スマホで大きくすればいいではないかと思われるかもしれませんが、これはもう少し配慮した大きめのフォントにさせていただければと考えています。

特に37ページの図表1-12は、健康に関する成分についてですが、これは普通に文字を大きくできる部分ですし、その方が読みやすく、関心度が高くアピールしやすいので、この辺りの御配慮もお願いいたします。

それから4番目。私はこれが非常に大切だと思っているんですけど、先ほども三浦委員が触れられました水産物の健康効果についてです。

ちょっと厳しいことを申し上げると、こちらはこれまでの流用で最新のものが入っていない・・・というのが残念なところなんですね。なので、最新情報をちゃんと入れていただきたいと思っています。例えば脳腸相関というのは最新の研究で日進月歩で進んでいます。その中で、魚介類にも含まれるオメガ3は非常に腸に影響が大きくて、ひいてはそれが脳に大きな影響を与えて認知症だの鬱病だのいろいろな疾患に大きな影響を与えることが分かってきました。そういったことなどもきちんと盛り込んでいただきたいと思っています。

さらに、今までもそうですが文章でずらっと書かれているのが非常にもったいないと思う部分でもあります。スマホでも読んでいただけるようにすることを考えますと、DHA、EPAなどの説明文を今のようにズラズラと文字で並べるのではなく、一つ一つキチンとたてて記述していただければ、もう少し読みやすくなると思います。例えば「DHA（ドコサヘキサエン酸）」というように、効果の出る成分はカギ括弧にして、その後に説明。カギ括弧でなくても四角く文字を囲って項目をたてて説明、そしてまた「魚のたんぱく質」と項目をたててそこに説明という風に、項目として読みやすく整理していただくのはいかがでしょうか。ここは本当に関心の高い部分ですので、最新のデータも入れつつ丁寧に記述をお願いしたいというのが希望でございます。

そして効果のところにも、例えば色付けや下線をしていただくと、更にもっと読みやすく

なると思います。特にスマホで読まれる方は、文字だらけでは読み飛ばす傾向がございますので、パッと見たとき「あ、これは関心がありそうだ」というところをちゃんと立ててあげる必要があると思っています。

そして、5番目です。すみません、駆け足になっていますが、大丈夫でしょうか。

○山下部会長 大丈夫です。

○結城特別委員 5番目として、これは本当に希望なんですけど、今までの水産白書、例えば昨年度の59ページに体のイラストがありまして、そこにそれぞれの魚介類の効果についての記述がありました。非常に分かりやすく図表で示されていたんですが、今回はちょっと見当たらないんですね。これは実は私は何回か記事で取り上げさせていただいて、非常にキャッチーで、しかも好評な部分でございますので、是非、最新のデータがございましたら最新のデータを盛り込みながら、復活させていただければと思っております。

すみません、駆け足になりましたが、以上です。よろしくお願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

では川原委員、お願いします。

○川原特別委員 私からは1点だけ、ちょっとお願いできればと思います。

40ページから41ページにかけて、水産エコラベルの動きの中で、水産研究・教育機構のSH"U"Nプロジェクトについて記載がございます。このSH"U"Nの情報は非常に面白いですし、その下に水産エコラベルの推進についてのQRコードがございますので、SH"U"NのスマホアプリのQRコードも載せてはいかがでしょうか。アプリですと今が旬のお薦めの魚の紹介ですとか、ちょっとゲーム的なものもあったりするので、面白いのではと思いました。

あとは、前々回の意見をいろいろと取り入れてくださりまして、ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

あと菅原委員、窪川委員ですね。では菅原委員、お願いします。

○菅原特別委員 資源管理のところですけども、最近ちょっと私のところに、大間のマグロ漁船が実際に獲っている水揚げ高と大間漁協が獲っている水揚げ高が違っているという情報が入ってきているんですよ。

これだけ資源管理、資源管理とうたわれてきている中で、104ページから106ページ辺りですか、106ページには新漁業法に基づく罰則強化の概要等が書いてあって、これはいわゆ

る密漁者の罰則のことを書いているだけで、やはり漁業者が資源管理等に違反した場合の罰則についても明記するべきではないのかなと。今まで何か性善説のことばかり言っていて、これだけ資源管理、資源管理とうたわれてきている中で、同じ漁業者が自分たちの権利だけ主張してその裏では違うことをやっているというのは、これはちょっと論外ではないのかなと思います。

それから、先ほどのところでも出ていたんですけれども、遊漁に関しての資源管理という事で言わせていただいたら、プレジャーボートで釣りをされている方が資源をどれだけ獲っているのかを把握するのが一番難しいと言われているんですけれども、我々のような団体がありますので、できればそういう団体を利用して頂き捕獲量のチェックをすることや、あとはやはりマリーナさんとの提携で全ての報告を義務付けしていただいた方がいいのではないかと私は思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。

では窪川委員、お願いします。

○窪川特別委員 些細な点ですが、お願いします。

69ページの女性の活躍の推進ですが、先ほども関先生から発言がありましたけれども、組合のことはさて置きまして、「水産加工業においては、女性がより大きな役割を果たしています」とあるのですけれども、ここに、一例で結構ですので具体的な数字を挙げて、実際に人数も多い、そういう具体的な状況を示していただいた方がよろしいかと思います。

次は119ページ、環境問題のところですが、10行目ですか、「例えば、海面漁業では」と書いてあるんですが、全体を通して、具体的にどういう措置がなされているかが余り書かれていないんです。提案としまして、例に挙げられているサケに関する環境、特に気候変動、温暖化ですね——に対応する研究、あるいはどういう計画を持っているかとかをコラムで出したらどうかと思いました。

実際に温暖化に強い育種をやっている系統ですとか、あるいは遺伝子を特定するとか、稚魚の放流等もやっていますので、もうちょっと具体的に分かるように、コラムがいいのではないかと思います。

それから、またコラムなんですけれども、147ページの大変重要な軽石のところ、漂流軽石回収技術検討ワーキンググループが設置されたのは非常に心強いことです。今後、漁業に関する突破的なことが起こるかもしれないときに、省庁連携でやっていただけると大変心強いので、「他方」というような形で入れるのではなくて、見出しを付けて、取り上

げていただいたらいいのではないかと思いました。

○山下部会長 ありがとうございます。

では次、大瀬委員にお願いしますが、残り時間が少なくてもう一つ議題があるので、大瀬委員で本件の最後の御意見とさせていただきたいと思います。すみません。

では大瀬委員、お願いします。

○大瀬委員 簡単に、先ほどもう結城委員がお話ししてくださったので、その内容に近いんですけども、健康効果、あと結城委員がなくなってしまうという表なんですけれども、私も非常に多く活用させていただきました。健康効果は大事なところですので、本当に文字というより図等で見やすくしていただけたらと思います。これが今後の消費拡大にも関わる内容かなと思っています。

○山下部会長 ありがとうございます。

すみません、私の運営が悪くてあと7分になってしまったんですが、今、特に質問はなかったもので、承ってまた白書に反映させていただくということで、次の議題の「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」の骨子（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長でございます。

資料4-1を御覧ください。

本件は、通称で「栽培漁業の基本方針」と呼ばれているものです。第7次が現行なんですけれども、これから第8次案を作り、御審議いただくことになってきますので、まずその前段として資料4-1で、現行の栽培漁業基本方針の取組方針ということで、これまでの歩みも含めてまとめてあります。

3ページを御覧ください。

栽培漁業の総論ということで、これからの議論で重要な点は、囲みの中の三つ目の黒丸です。経緯として、平成18年の三位一体の改革で税源移譲されておりますので、栽培漁業の主要なところには今、国費は入っておりません。都道府県の財源ということで運営されている部分があるということです。

それから、平成30年の水産政策の改革において、資源管理上効果のあるものを見極めた上で栽培漁業を重点化する、その効果についても資源評価を踏まえてやっていくといったことが決められているということです。

現状では、3ページの右側ですけれども、全国に68か所の栽培漁業センターが設置され

ております。

次のページを御覧ください。

栽培漁業基本方針とは何かというお話です。根拠法は沿岸漁業整備開発法で、同政令等に基づいておおむね5年に一遍、農林水産大臣の名前で基本方針を策定するというので、この右側にあるように、第8次が令和4年度から8年度までの5年間となっております。

5ページを御覧ください。

栽培漁業の体制ということで、こんなふうにやっていますよということが下の方に(1)(2)(3)ということで、それぞれ国と都道府県と漁協で役割分担しながら、それから技術レベルに応じて、ホタテ貝、アワビのような現場でも根付いて放流が進んでいるものの一方で、アカムツだとかアカアマダイのように開発、これから種苗生産をやっていくようなものまであります。実態としては、(3)にあるように、多種多様なものと言っていると思いますけれども、かなりの量が放流されている実績があるということです。

6ページを御覧ください。

これまで水産基本計画の御議論をいただく中で、栽培漁業についてもここに記したような方向性を示してきております。便宜上さけ・ますのふ化放流と一体になっておりますが、栽培漁業ということ言えばそれぞれ分けて書いてあります。下の方を見ていただくと分かりやすいと思うんですが、対象種の重点の考え方ということで、フローチャートのようにになっておりまして、資源調査を実施し、それに基づいて放流効果の検証を行い、その上で、最後のところですが、資源造成効果の高い対象種については、これからも資源管理措置と併せて放流を実施していく。一方で、放流による造成効果の低いものについては、種苗放流というよりは適切な漁獲管理へ移行していくといったチャートになっております。

こんなことを踏まえながら第8次を検討していくことになっていきます。

次は、現行基本方針の下での取組状況ということで、主要な柱ごとに記載しております。

8ページを御覧ください。

資源造成型の栽培漁業の推進、漁獲管理との連携の強化という柱があります。これはトラフグを例に挙げて、何を言いたいかというと、カラーのところを見ていただきますと、放している所と、その後ワーツとかなり広範囲を回遊しますので、獲っている所が違うんですね。そうすると、誰がお金を掛けて放流するのが一番適切かといった費用負担の問題が出てくるということを見ていただきたいと思います。書いてあります。生き残りが高い所

を重点的にやるとか、やり方も検討しつつ、検証方法もDNAだとか何とかやりつつということで進んできているということです。

9ページを御覧ください。

これはそういったことをやった結果として、生産実績の2009年と2019年の対比が左の表に書いてありますけれども、マダイとかヒラメのようにずっと進めてきたものについては参加の都道府県数が減っていることを御覧いただけるかと思います。実際に、9ページの右側の線グラフにあるように、ヒラメであれば、費用対効果を検証した結果でヒラメの種苗生産を停止しているところ、これは種苗生産をしなくても資源造成効果があるからだという事なんですけれども、マダイについても、そういったことで種苗放流を停止しているようなところが出てきているということです。

こういった事例も紹介しながら、重点化について考えていく必要があるという状況になっているということです。

10ページを御覧ください。

「地先種」という言い方をしていますが、栽培漁業の世界では「地先種」と「広域種」という言い方があります。地先種の代表例は、ここにあるようにウニとかアワビということで、グラフを見ていただきますと両方とも放流数と漁獲量に一定の相関がある。かつ、その下を見ていただきますとカラーの棒のチャートになっていますけれども、費用負担として、漁業者負担と県費等があいまって種苗生産が回っている、栽培漁業が回っているということです。地先種についてはこういったものもあって、これは一定の評価があるということです。

それから広域種については、11ページを御覧ください。

ここに掲げてあるような魚種、ヒラメ、トラフグ等々については全国を六つに分けて、地域協議会を策定して広域で取組を進めてきております。

それらの実績が12ページにあります。右と左に分かれていてヒラメとトラフグ、マツカワが一部入っていますけれども、右は右で縦の3魚種、左であれば三つのヒラメで目盛りを統一してありますので、直感的に棒グラフの高さで量の違いみたいなものを見ていただけるようになっていきます。これらを含めて、どのようにこれを見て、評価するかについてはこれまでもいろいろな場で議論を重ねてきていますが、見方はそれぞれ、いろいろということだと思います。皆さんにも後でちょっと精査していただいて、どんなふうに見るのかといったことでお考えいただければいいのかなと思って付けております。

13ページ、現存の都道府県に置かれている種苗生産施設については、この円グラフにあるように、かなりの年数が経過して更新の時期が来ております。ただ、建て替えるにもお金が掛かりますから、そこら辺も考えながら進んでいかなければいけない。もちろん効果も検証しつつということなのです。

そういう中では、ここはまだイメージの段階ですけれども、右側にあるように得意なものを取り替えてきたり、どこかに特化したりといったことを基調にして、県間で種苗を交換するみたいなことも考えられるのではないかとのことになっています。

14ページを御覧ください。

放流効果の把握はこれからも大きな問題になっていくと思いますが、現状では遺伝子情報を用いたやり方が最先端ということで、トラフグとヒラメで行ってきております。こういったものもやっていきながら、かつ、上の囲みの部分の真ん中の黒丸ですけれども、栽培漁業に限らずかもしれませんが、生物多様性の保全、人工的な種苗をかなりの量、放流するということなので、生物多様性の保全との両立も求められているということなのです。

15ページを御覧ください。

国民の理解の醸成と普及ということで、先ほどから遊漁の話も出ておりますが、囲みを見ていただきますと遊漁者、これが釣り人のことですね。採捕する人です。一方で、並べてあります遊漁船業者というのは釣り船業を営んでいる人ということですから、この人は採捕しない、サービス業の人たちということなんですけれども、それらの人たちも栽培漁業だとか種苗放流という観点で関わってもらっていますし、その人たちの理解の醸成も進めてきているということなのです。

端的な例としては、下が3分割になっていますが(3)のところ、マダイなどに関しては、県によりけりですけれども、遊漁者の方から協力金という形で費用負担を求めているような例もあるということなのです。

16ページを御覧ください。

効果的にやるという意味では、場の造成とセットでやっていくといった面をずっと進めておきまして、下の(1)にあるように漁場整備と連携して行うような例がかなり生じてきており、(2)はキジハタの事例にあるように、効果が上がっているものもあるということなのです。

17ページ、東日本大震災からの復興です。

種苗生産施設も大震災でかなり被害を受けましたが、全て復旧しております。この5年

の間には、震災から10年を経過したこともあって、生産水準を着実に回復して、これを今後どう活かしていくかというところに至っているということです。

18ページを御覧ください。

今までの基本方針では、漁獲動向の見通しを最後に付けております。これが今のものですけれども、一番右の欄を御覧いただきますとどうだったかという評価がしてあって、「現状維持」と書いてあるものについて、例えば一番上のマダイがそうですけれども、この基本計画の前のところと比較したものがB/Aと書いてあるものですけれども、それを基に評価してみると、「現状維持」と書いてあるマダイは101%ですからほぼ現状維持なので、達成ということで青字という読み方をする。そういう読み方をしていくと、ヒラメも達成、サワラも達成ですが、それ以下のトラフグとかクルマエビについては「現状維持」とか「増大」と書いてあっても量的には減っているのです、未達成ということで赤字になっていると御覧いただければと思います。

19ページ、技術の開発も栽培漁業においては非常に重要な要素ですが、この部分には国のお金も入れて、ニーズを踏まえ、やってきているものがあります。ホシガレイなどはつい最近、ほぼ実用化されたということで、ここに特記してあります。

今、やっているものとしては、ここにあるキンメダイだとかアカアマダイだとか、両方とも赤い魚ですけれども、こういったものがあるということで御紹介しております。

資料4-1については以上です。

これらを踏まえて、資料4-2を御覧ください。

第7次が右側にあって、第8次の案が左側にあって、対照して見ていただきやすいようにということで作ってあります。そして変更を予定しているところに下線が引いてあるという作りです。

この基本方針は大きく第1、第2、第3と三つに分かれております。第1の部分が「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本的な指針及び指標」となっています。そして大きな考え方として、左側の最初にあるように「漁獲管理との一体的な取組」ということで、種苗放流がどういうものなのか、どういう位置付けになるのかといったことが書いてあります。

そして、多少項目立てからして変えてありますが、2番目には「放流効果の検証に基づく対象種の重点化を踏まえた効果的な栽培漁業の推進」ということで、冒頭「資源評価を踏まえた放流効果の検証に基づき」と書いてありますが、ここは第7次から第8次で大き

く変わる点だということで、全てのところに通底しておりますけれども、こういう前提の基で栽培漁業を推進していくということで、全部まとまっているということです。

次のページを御覧ください。

先ほど御紹介した広域プランの話が冒頭に書いてあります。「広域プランに基づく広域種の種苗放流の取組」ということで、広域プランを生かしながらやっていくということ。

それから施設の話、先ほど古いものが多くなったということがありましたが、2番目には「共同種苗生産体制の構築」ということで、1番目のパラグラフといたしますか、最初のところに「将来の見通しが立ち、安定的な運営ができる施設については、整備——すなわち更新みたいなものですが——を推進する」といったことを書く予定です。

その一番下へ飛んでいただいて、「主な栽培漁業対象種の漁獲動向の見通し」ということで、先ほど青と赤の評価のところを御紹介した、付表が従来は付いていましたが、ここに書いてあるように、見通しというのはこれからやっていく資源評価結果そのものとなりますので、今回、付表はやめて、より詳しくなって科学的になっていく各種・系群の資源評価結果に基づくものになっていくといったことを書いております。

次のページを御覧ください。

2番目の柱の「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項」ということで、現行では二つのパーツに分かれておりましたが、現状を踏まえ、それをまとめて「栽培漁業の推進のための技術開発の推進」という項目に並べて表現を適正化してあります。

その次、第3「その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する重要事項」ということで、ここは基本的には変更は加えないということで、現在、考えております。

この基本方針につきましては、別途有識者に集まっていただいて、検討会を開催して議論してまいります。その過程では、すでに何回か開催しましたが、こういうことに加えて、例えばモニタリングみたいなことも今後、評価との絡みもそうだし、重要になっていくのではないかというような御意見もいただいておりますので、そういったものも含めて全文を作っていくということで進めてまいります。

そうやって進める過程でパブコメ等もやりますし、予定ですが、5月のこの企画部会に改定案の全文を諮った上で、御議論いただき、答申をいただきたいと考えております。

説明は以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

これから質問とか御意見を賜るんですが、今、既に予定の3時を10分超過しております。もし次の御予定がおありの方は、退室していただくということでもよいのではないかと先ほど企画課長と話をしました。吉川委員も退室されました。

そのときに、もし言い足りないということがありましたら、事務局にメールで質問なり御意見をいただければと思います。今日が2月4日ですので、1週間後の2月10日ぐらいまでにメールでお知らせいただければと思います。

もう少し時間に余裕がある方は、このまま続けさせていただきたいと思います。

それでは早速ですけれども、三浦委員に挙手いただいているかと思しますので、三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員 1点だけ申し上げます。先ほど基本計画の中でも述べたわけではありますが、海洋環境が激変している中、環境回復・資源回復を図るための栽培漁業の重要性がますます高まっています。そしてまた、国は「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」において令和12年度までに444万トンまで漁獲量を回復させるとしています。この目標を達成するためにも、第7次基本計画にも出ていますとおり、戦略的な栽培漁業・種苗放流を推進していくことを、栽培基本計画の中でもしっかりと明記させていただきたいと思します。

具体的に言うと、資料4-2基本方針骨子案の1ページの「漁獲管理との一体的な取組」の中で、第7次では資源造成型栽培漁業の取組を一層推進すると入っていますが、それが第8次では削除されてしまっています。海洋環境の変化がここまでの勢いで加速している中において、その一文を削除するべきではないのではないかと感じています。

特に栽培漁業を絞るのではなくて、資源管理と一体となって推進していくことが今後、必要であると思います。また、資源造成を達成した魚種については、やはりそこはフェードアウトしていくのは仕方ないことだと思っております。しかしながら、今後の環境要因等によって資源が悪化した場合には、早急に種苗放流が再開できるようなシステムを構築していただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見のある方、いらっしゃらないでしょうか。

では、私から2点申し上げたいんですが、資料4-2で言いますと1ページの下、今の

資源造成ですが、目的を達成したらやめるといふか、そういう話になっているんですけれども、資源造成型というときに、一体最初に目的というものがあつたのだろうか、その目的がどのように定められているのだろうかと少し疑問に感じました。

それから、3枚目になりますか、第2のところでは技術開発も大事だということが書かれているんですけれども、開発するときには、二つの面で配慮しながら技術開発していただくことを検討できないかと思いました。その二つの面というのは何かというと、一つは、こういう気候変動とか水温の変化とか酸性度とか、そういうものに耐性の強いような種苗を育成するといふか、そういう開発ですね。そういうものを選定していくといふんでしょうか、それが一つです。

もう一つは、栽培漁業を行うことによつて環境、生態系を破壊することがないような、そのような栽培漁業のやり方、あるいはそのような種苗のつくり方といふか、そういうものを考えるのはどうだろうかと思つたので、提案いたしました。

私からは以上ですけれども、ほかに特に手を挙げていただいている方がおりませんので、質疑をここまでとさせていただきますことよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局からほかに連絡事項などございましたらお願いいたします。

○企画課長 本日はありがとうございました。また、今回の企画部会に先立ちまして大部の資料をお読みいただきまして、また、御指摘ありがとうございました。

そして、時間、オーバーしてしまひまして、申し訳ございませんでした。

今後の予定でございますけれども、次期水産基本計画につきましては、本日の御議論を踏まえて修正いたしまして、来月上旬頃の第97回企画部会におきまして御意見をいただきたいと考えております。

また、本日諮問させていただきました令和4年度の水産施策（案）につきましては、令和3年度の水産の動向とともに、4月上旬頃に開催を予定しております企画部会で御審議いただきたいと考えております。具体的な日程は後日、改めて調整させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局からは、以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

以上をもちまして本日の企画部会を終了いたします。時間が延びまして申し訳ございませんでした。

どうもありがとうございました。

後日、三浦委員よりメールにて以下の意見について提出があった。

次期水産基本計画の本文（案）に対する意見

2022年2月7日

氏名 三浦 秀樹

水産政策審議会第96回企画部会の以下の項目について、下記のとおり、意見を提出します。

記

次期水産基本計画の本文（案）について（資料2-2）

1. 「海洋環境の激変」について（P7まえがき、他関連部分）（別添参照）

・ 「まえがき」において、海洋環境の激変についての危機感を記述のうえ、本文全体に反映し、とくに影響の大きい沿岸漁業においてこの激変を乗り越えるための対応策の方向性を明記頂きたい。また、我が国の排他的経済水域内では外国漁船による違法操業により漁獲量が減少していることについて記述頂きたい。

別添

他方、この10年間の、主要魚種の不漁問題をはじめとする海洋環境の激変は、今後も加速することも予想され、食料の安定供給を担う我が国漁業の将来にとって重大な脅威となっている。国民への水産食料安定供給に対する影響は大きく、特に来遊してきた資源を活用する沿岸漁業での影響は甚大であり、これら海水温の上昇等の海洋環境変化を乗り越えるための漁業・水産業の存続をかけた対応や取組が求められる。近年顕在化してきた地球温暖化はじめ地球規模の環境変化を背景に、漁獲対象種の中長期的な低迷の可能性等、我が国水産業に対する様々な変化への適応が求められており、また、我が国の排他的経済水域内では、外国漁船等による違法操業が後を絶たず、我が国資源の漁獲が減少している状況にあり、国としても厳しい対応を図る必要がある。このような漁業・養殖業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、漁業・養殖業を支える漁協の経営の健全性を確保するとともに、漁港や漁協と連携した漁村(浜)の維持・活

性化を図ることも課題となっている。また、我が国の社会経済全体では、少子・高齢化と人口減少による経済の停滞、地方の衰退、労働力不足が懸念され、さらには、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の制限、個人の行動様式の変化等の影響を受けている。加えて、持続的な社会の実現に向け、SDGs(持続可能な開発目標)等の環境問題への国際的な取組の広がりやデジタル化の進展が人々の意識や行動を大きく変えつつある。

このため、顕在化した自然環境・社会経済等による様々な変化への順応を図りながら、今後とも資源管理や海洋環境への対応を着実に実施していくとともに、……(以下、略)

2. 「資源管理」 (P10)

- ・ 新たな資源管理について、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で推進することをP8で明記頂いたが、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)に関しても、「関係する漁業者への事前の十分かつ丁寧な説明」を行うことについて記述願いたい。((2) 12行目)

3. 「遊漁」 (P11、P16)

(資源管理P11)

- ・ 遊漁にも本格的なTAC枠を設定するならば、遊漁者にも漁業者並みの報告や管理義務を課すべき。

- ・ 特にプレジャーボートについて、実態把握と管理ルールの遵守について記述頂きたい。

(遊漁の活用P16)

- ・ どのような遊漁を漁村地域の活性化に活用しようとしているのか、明記頂きたい。
- ・ 遊漁の活用とあるが、地域によって様々な問題もあり、「漁場利用調整に支障のない範囲であることを十分に確認した上で、水産関連産業の一つとして位置付ける」のように下線部を追加頂きたい。((ウ) 3行目)

4. 「栽培漁業」 (P11-12)

- ・ 栽培漁業の推進と支援策を講じることが国の責務であることを位置付け、国のリーダーシップと積極的関与を明記頂きたい。

- ・ 海洋環境変化が著しい中、環境及び資源の回復を図るために、栽培漁業の重要性は

ますます高まっている。戦略的栽培漁業・種苗放流を推進することを打ち出すとともに、資源造成を達成した魚種についても資源が悪化した際に再開できる体制等を記述頂きたい。

5. 「沿岸漁業」 (P14-P15)

・ 「(1) 沿岸漁業」のア)では、沿岸漁業の取組として、操業の効率化しか書かれていないが、海洋環境の変化を乗り越えるため、例えば来遊してきた魚のフル活用、生産と消費の場が近いという沿岸漁業の特性を活かした流通・加工も含めた高付加価値化、魚種転換や新たな養殖業の導入等、地元行政の積極的な参画を求めながら持続性の確保を図る等の、具体的な沿岸漁業への施策について明記頂きたい。(P15)

・ イ)次世代型漁船への転換推進に関しては、「もうかる漁業」の活用だけでなく「リース事業」も言及して頂きたい。(p14)

6. 「浜プラン」 (P15、P27)

・ 浜プランでは、効率的な操業・経営による所得向上だけでなく、例えば、上記5.で挙げたような来遊してきた魚のフル活用、沿岸漁業の特性を活かした高付加価値化、魚種転換や新たな養殖業の導入の取組など、海洋環境の激変を乗り越えるための浜プランでの取組を明記頂きたい。

7. 「養殖の成長産業化」 (P18-22)

・ 国内需要の開拓と輸出需要の拡大を分けて、「国内向けには、需要の掘り起こしに加えて、付加価値を付けた消費者嗜好や、求められる味・脂質に合わせた魚の生産を行い、海外向けには、定時・定質・定量・定価格で……」(P19上1行目)のように記述頂きたい。

・ 輸出マーケット向けに増産された養殖魚の国内還流が起こることのないよう対策を講じるとともに、万が一国内市場に還流し魚価が暴落した場合の混乱に備えた対策やセーフティネットの構築も併せて明記頂きたい。

8. 「漁業近代化資金制度の拡充」 (P21)

・ 資金の円滑な融通に向けて、「(3) 漁業経営に対する金融支援」で、漁業近代化資金制度や漁業信用保証保険制度の拡充等を実施するよう記述頂きたい。(下3行目)

9. 「人材育成」 (P24)

・ 日々操業する現役世代の活動の持続性と操業の効率化の促進についてP15で明記頂いたが、中核を担う漁業者が、操業する中で直面した様々な課題を乗り越えていくよう支援していくことは水産業の成長にとって非常に重要であり、P24の人材育成の部分でも、新規就業者の確保・育成だけでなく、日々操業する現役世代・生産の担い手としての「中核的漁業者の育成等」について明記頂きたい。

10. 「漁協の基盤強化」 (P29)

・ 漁協は水産業全般にわたって重要な機能を担っており、水産白書に書かれているように、漁村の地域経済や社会活動を支える中核的な役割を担っていること等について、水産基本計画でも明記頂きたい。

・ 「(1) ……漁協の連携強化」の箇所で、浜の機能再編の取組として、「地域の中核となる漁協の組成に向けた複数漁協間の広域合併や産地市場統合、経済事業連携、他業態に劣らない資本の充実等の実施」(4行目)について記述頂きたい。

11. 「消費」 (P31)

・ 「国民の生活様式に大きな変化がみられる中、課題と対応方向をとりまとめた『新たな生活様式に対応した水産物消費拡大方策』を基に、調理者・購入者の負担感の解消や手軽で美味しい新商品の開発、消費を加速する新たな提供方法の開発を進めることにより、水産物のマイナス特性の解消を図りつつ、水産物に含まれるEPA・DHA等の生活習慣病・認知症予防といった様々な健康効果や旬などのプラス面の情報発信等、水産物消費を加速させるような取組」などを明記頂きたい。((3) 消費 3行目)

12. 「国境監視」 (P32)

・ 漁業及び漁村の持つ国境監視の機能に関して、漁業法174条での位置付け(本機能が適切かつ十分に発揮されるよう、漁業者及び漁業協同組合その他漁業者団体の漁業に関する活動が健全に行われ、並びに漁村が活性化されるよう十分配慮する)について明記頂きたい。

13. 「海洋環境の保全・生態系の維持」 (P32-34, 36, 39)

- ・ 海洋環境が激変している中、藻場・干潟等の保全・創造は重要な取組であり、環境回復や資源回復に大きく貢献している。今後は藻場、貝類養殖等を含めたブルーカーボンの可能性について研究等を推進して頂きたい。また、食料生産におけるCO₂排出量が非常に少ないことやノリ・藻類による窒素・リンの回収等による環境負荷低減に着目し、より環境に優しい食品としての藻類・貝類養殖の有利性についても明記頂きたい。

- ・ 資源管理に加えて、海の豊かさを達成するための、例えば藻場・干潟の維持・造成や栄養塩管理をはじめとする取組を行い漁場環境の回復を図ることにより、海の基礎生産力の向上を目指していくことを基本計画に明記頂きたい。

- ・ 漁業者による海洋ゴミ持ち帰り推進だけでなく、持ち帰り後の処分にかかる支援の充実や浜への周知について記述頂きたい。（P34（6）、P36（1）（イ））

- ・ 種苗放流の推進と種苗生産施設の整備の両方を明記頂きたい。（P34(7)）

14. 「原発事故の影響の克服」（P40）

- ・ 漁業者団体である全漁連は、同日に漁業者・国民の理解を得られない海洋放出に断固反対を表明したことについて明記頂きたい。（下から7行目）

15. 「自給率」（P41-46）

- ・ 自給率を高めることの重要性を、食料安全保障の観点から記述頂きたい。

以上

令和3年度水産白書（案）に対する意見

2022年2月14日

委員 三浦秀樹

水産政策審議会第96回企画部会の以下の項目について、下記のとおり、意見を提出します。

記

令和3年度水産白書（案）について（資料3-2）

通番	ページ	内容
1	p.9 21行目	1)沿岸漁業 →「操業の効率化の促進のため、浜プラン等の見直しを図るとともに漁場の有効活用を推進する。」(広域浜プランを含む表現にして頂きたい)
2	p.13 図表特 2-1(2)	・入国制限により技能実習生の滞在人数が減少 →「特定技能外国人等」といった記述としてはどうか。(労働力に関する記述としては、このような表現が適切なのではないか)
3	p.17 図表特 2-7	・Go toキャンペーンや緊急事態宣言の時期や期間等を図に重ねて示し、影響を分かりやすく示すこととしてはどうか。
4	p.21	(写真説明文)「第2回おうちでFish-1グランプリ-ONLINE-」の(カギ括弧の位置修正、「-ONLINE-」の字句挿入)
5	p.25	以下のように文言を追加頂きたい。 ・20行目 ～オンライン料理教室の開講、調理支援器具の開発等の「調理者・～ ・23行目 ～挙げています。 <u>他方で水産物消費の機運を上げるため、1)企業の～</u> ・25行目 ～を挙げています。 <u>また、水産物が持つ健康効果や旬といったプラス面の情報を発信することも重要です。</u>
6	p.35 20行目	・p35 20行目「～魚介類の価格が高いこと、～、調理方法を知らないことが弱みとなっていると考えられます。 <u>調理の負担感を解消する新製品の開発とともに、水産物の様々な健康面や旬等のプラス面、魚が消費者に届くまでの生産、流通における様々な取組の情報発信をセットで行うことが必要となっています。</u> (魚介類の価格が高いことが購入しない要因とだけ書くと、魚価向上を抑制すべきとの間違ったメッセージになりかねないので、例えば上記のような前向きなメッセージを追加して頂けないか。)
7	p.57 9行目 12行目	・9行目 「高船齢化が進んで設備の能力が低下すると、～、消費者が求める安全で品質の高い水産物の供給が困難となり～」 →下線部トル。(品質良否は船齢によらないのではないか) ・12行目 対象事業として「漁業構造改革総合対策事業」、「水産業成長産業化沿岸地域創出事業」……(下線部挿入)
8	p.63	・7-8行目 文言追加 「出荷量の減少した要因としては、 <u>海洋環境の変化による不漁、資源の減少や荒天の増加等が多く挙げられています。</u> 」

		<ul style="list-style-type: none"> ・14行目 文言追加 「競争力強化策を実践する」 ・15～16行目 令和3(2021)年3月末までに、全国で〇〇件の「浜の活力再生広域プラン」が策定され、実施されています。 →令和4(2022)年(前頁「浜プラン」)に時点を揃えて頂きたい)
9	p.69 20行目	<ul style="list-style-type: none"> ・来年度から5級海技士試験を受験するのに必要な乗船履歴も短縮することが4級と同様に可能になることについても記述頂きたい。
10	p.69 21行目	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の改正において、「総トン数20トン以上長さ24m未満の中規模漁船で100海里内の近海を操業するものについて、100海里内で、他の小型船舶と船団を組む等同じ条件で操業しているため、安全性の確保を前提に、～小型船舶操縦士1名の乗組みで航行が可能」 (下線部のような挿入をし、小型船舶操縦士免許で操縦可能とした経緯の説明を追加して頂きたい)
11	p.69 37行目	<ul style="list-style-type: none"> ・37行目文言追加 →「留まっています(図表2-19)。そのため、役員に限らずオブザーバーや参与としての参画も含め、漁協経営等への参画を推進しているところです。」(例えば下線部のような表現を追加し、現在の取組について記述を追加頂きたい)
12	p.70 10行目	<ul style="list-style-type: none"> ・「漁村において女性の一層の活躍を推進するためには、<u>固定的な性別役割分担意識</u>を変革し……」と記載されているが、浜では女性が外に出て元気に女性部の活動を行っている例が多いので、下線部の表現ぶりについて工夫して頂きたい。
13	p.71 21行目	<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能外国人も、合計人数だけではなく、後段の技能実習生のように漁船漁業と養殖業で分けて人数を記述頂きたい。
14	p.73 17行目以降等	<ul style="list-style-type: none"> ・「……回避するアプリケーションやスマートフォンと専用のユニットにより落水事故を即時検知し、周囲にSOSを発信するアプリケーションのサービスが……」(下線部追加)
15	p.95 2行目	<ul style="list-style-type: none"> ・「防止・緩和できた水産資源も多いと考えられます」 →「防止・緩和できた水産資源もあると考えられます」
16	p.96 13行目	<ul style="list-style-type: none"> ・「ロードマップでは、……具体的な取組を、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進めることとしています。」(下線部追加)
17	p.98 32行目	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たな TAC 管理対象候補資源については、現場の漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映するため、必要な意見交換を行う……」(ロードマップの記述に揃えて下線部追加)
18	p.101 30行目以降	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの白書では、沿岸漁業者が主に行ってきた共同管理の利点や国際的な評価が本項目に記述されてきており、国民への理解促進に向けて、昨年度までと同様に記述して頂き

		たい。
19	p.104 17行目	・「将来的には本格的な資源管理制度に移行する予定です。」 → <u>段階的に移行することとしています。</u> (基本計画の表現に合わせて頂きたい)
20	p.117 16行目	・環境への負荷を軽減させる調査・研究については、海藻による炭素固定に関する研究も重要であり、「……広域的な調査・研究を進めています。さらには、 <u>海洋に大気中のCO₂に含まれる炭素を有機物として隔離・貯蔵するための海藻藻場を含む藻場のCO₂固定量の算定等の見える化にかかる調査・研究も行っています。</u> 令和3(2021)～12(2030)年にかけては……」 といった下線部のような表現でこの研究を紹介して頂きたい。
21	p.121 26行目	・「また、 <u>海洋ごみの回収手段が限られる中で、操業中の漁網～</u> 」(漁業者による海洋ごみの持ち帰りの果たす役割の重要性に関連し、上記のような表現を加えて頂きたい)
22	p.159	・漁業者団体は、漁業者・国民の理解を得られないALPS処理水の海洋放出に反対しており、このことと、引き続き理解が得られるよう取組が必要である旨を、「 <u>イ 多核種除去設備等処理水の取扱い</u> 」の箇所で言及頂きたい。
23	p.160 22行目	・「この試験操業は、 <u>生産・流通体制の再構築や放射性物質検査の徹底など、福島県産水産物の安全・安心の確保に向けた県内漁業者をはじめとする関係者の取組の結果、令和3(2021)年3月末で終了し、……</u> 」(下線部のように、関係者の取り組みと努力について、記述して頂きたい)

以上